

定款

公益財団法人 佐々木環境技術振興財団

目 次

定款

第1章	総則.....	1
第1条	(名称)	1
第2条	(事務所)	1
第2章	目的及び事業.....	1
第3条	(目的)	1
第4条	(事業)	1
第5条	(事業年度)	1
第3章	資産及び会計.....	2
第6条	(財産の種別)	2
第7条	(基本財産の維持及び処分)	2
第8条	(財産の管理・運用)	2
第9条	(事業計画及び収支予算)	2
第10条	(事業報告及び決算)	2
第11条	(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)	3
第12条	(会計原則等)	3
第4章	評議員.....	3
第13条	(評議員の定数)	3
第14条	(評議員の選任及び解任)	4
第15条	(権限)	5
第16条	(任期)	5
第17条	(評議員の報酬等)	5
第5章	評議員会.....	5
第18条	(構成)	5
第19条	(権限)	5
第20条	(種類及び開催)	6
第21条	(招集)	6
第22条	(招集の通知)	6
第23条	(定足数)	6
第24条	(決議)	6
第25条	(議事録)	7
第6章	役 員.....	7
第26条	(種類及び定数)	7

第27条（選任等）	7
第28条（理事の職務及び権限）	7
第29条（監事の職務及び権限）	8
第30条（任期）	8
第31条（解任）	9
第32条（報酬等）	9
第33条（取引の制限）	9
第34条（責任の免除又は限定）	9
第7章 理事会	10
第35条（設置）	10
第36条（構成）	10
第37条（権限）	10
第38条（種類及び開催）	10
第39条（招集）	11
第40条（議長）	11
第41条（定足数）	11
第42条（決議）	11
第43条（決議の省略）	11
第44条（報告の省略）	11
第45条（議事録）	12
第8章 選考委員会	12
第46条（設置等）	12
第9章 事務局	12
第47条（設置等）	12
第48条（備付け帳簿及び書類）	12
第10章 定款の変更、合併及び解散	13
第49条（定款の変更）	13
第50条（合併）	13
第51条（解散）	13
第52条（公益目的取得財産残額の贈与）	13
第53条（残余財産の処分）	14
第54条（剰余金の非配分）	14
第11章 情報公開、個人情報の保護及び公告の方法	14
第55条（情報公開）	14
第56条（個人情報の保護）	14
第57条（公告の方法）	14

第 1 2 章	補則.....	14
第 5 8 条（法令の準拠）		14
附則.....		15

定款

第1章 総則

第1条（名称）

この法人は、公益財団法人佐々木環境技術振興財団と称する。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、環境に関する産業科学技術の試験研究等に対する助成及びこの技術の振興に寄与する人材の育成等に関する事業を行い、新潟県における環境調和型の工業技術の研究及び開発の推進に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境に関する産業科学技術の試験研究または知識の普及活動を行う者に対する助成
 - (2) 環境に関する産業科学技術の分野を専攻する大学生等への奨学金の給付
 - (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、新潟県において行うものとする。

第5条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 資産及び会計

第6条（財産の種別）

この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条16号に規定されている公益事業を行うために不可欠なものとして特定された財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第7条（基本財産の維持及び処分）

基本財産についてこの法人は、この法人の目的を達するために善良な管理者の注意をもって適正な維持及び管理をしなければならない。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分、除外又は担保提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。
- 3 やむを得ない理由により公益目的不可欠特定財産の一部を処分、除外又は担保提供する場合には、理事会の議決を経て、評議員会の議決を得なければならない。
- 4 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8条（財産の管理・運用）

この法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

第9条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第10条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号の書類について

は承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第11条（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

第12条（会計原則等）

この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員

第13条（評議員の定数）

この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

第14条（評議員の選任及び解任）

評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものに合つては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人又は認可法人

3 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他の特殊の関係がある者が含まれてはならない。

- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

第15条（権限）

評議員は、評議員会を構成し第19条第1項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

第16条（任期）

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第13条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

第17条（評議員の報酬等）

評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

第18条（構成）

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

第19条（権限）

評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事、評議員の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (5) 公益目的不可欠特定財産の処分、除外又は担保提供の承認
- (6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (7) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める

事項

- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第22条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

第20条（種類及び開催）

評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

第21条（招集）

評議員会は理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合

第22条（招集の通知）

代表理事は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項及び議案の概要を記載した書面により招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

第23条（定足数）

評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

第24条（決議）

評議員会の議事は、法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでのものを選任することとする。

第25条（議事録）

評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議長のほか、出席した評議員のうち評議員会において選任された議事録署名人2名以上が前項の議事録に記名・押印する。

第6章 役員

第26条（種類及び定数）

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
- (2) 監事1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、1名を法人法第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

第27条（選任等）

理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

第28条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、理事会に

において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第29条（監事の職務及び権限）

監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要であると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定める者を調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

第30条（任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第26条1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了

後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第31条（解任）

役員が、次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

第32条（報酬等）

役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項は、評議員会の決議により別に定める総額の範囲内とする。

第33条（取引の制限）

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅延なく、理事会に報告しなければならない。

第34条（責任の免除又は限定）

この法人は、役員の法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償席から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 理事会

第 3 5 条（設置）

この法人に理事会を設置する。

第 3 6 条（構成）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 3 7 条（権限）

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定める者のほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設定、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第 3 4 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

第 3 8 条（種類及び開催）

理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、

その請求をした理事が招集した時。

- (4) 第29条第1項第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

第39条（招集）

理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び幹事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

第40条（議長）

理事会の議長は代表理事がこれに当たる。

第41条（定足数）

理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

第42条（決議）

理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第43条（決議の省略）

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

第44条（報告の省略）

理事又は監事が理事及び幹事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知し

た時は、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第28条第3項の規定による報告には適用しない。

第45条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第8章 選考委員会

第46条（設置等）

第4条に規定する助成の対象を選考するため、理事会の決議により選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、5名以上9名以内の委員をもって構成する。
- 3 委員は、学識経験者及び有識者の中から理事会において選出し、代表理事が委嘱する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

第47条（設置等）

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により、別に定める。

第48条（備付け帳簿及び書類）

事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事及び監事の名簿
- (3) 認定、許可、認定等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録

- (6) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類書
 - (7) 事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる他、第55条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第10章 定款の変更、合併及び解散

第49条（定款の変更）

この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第14条に規定する評議員の選任及び解任の方法については変更することができない。

- 2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第14条に規定する評議員の選任及び解任の方法について変更することができる。

第50条（合併）

この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

第51条（解散）

この法人は、法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

第52条（公益目的取得財産残額の贈与）

この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の

公益法人若しくは同法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第53条（残余財産の処分）

この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第54条（剰余金の非配分）

この法人は、剰余金の分配を行わない。

第11章 情報公開、個人情報の保護及び公告の方法

第55条（情報公開）

この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

第56条（個人情報の保護）

この法人は業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第57条（公告の方法）

この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、新潟県において発行する新潟日報に掲載する方法による。

第12章 補則

第58条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項はすべて法人法その他の法令に従う。

附則

- 1 変更後の定款は行政庁の公益認定を受けた日から施行する。